# 保健医療福祉分野 PKI 認証局署名用・認証用（人）証明書ポリシおよび保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準準拠性審査業務実施規則

厚生労働省

平成２２年３月２９日
平成２６年３月３１日一部改定
令和２年４月１６日一部改定
令和２年１２月２５日一部改定
令和５年７月１０日一部改定
令和５年８月２８日一部改訂
令和５年９月２５日一部改訂
令和５年１２月２０日一部改訂
令和７年５月３０日一部改訂
令和８年８月１８日一部改訂

# 保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局署名用・認証用（人）証明書ポリシおよび保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準準拠性審査業務実施規則

（趣旨）

第１条　本規則は、厚生労働省政策統括官（情報政策担当）が開催する「保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）が行う保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局証明書ポリシおよび保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準への準拠性審査を実施するために必要な事項を定めることにより、準拠性審査の円滑な遂行を図ることを目的とする。

なお、準拠性審査における具体的な手順については、別途「保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局署名用・認証用（人）証明書ポリシおよび保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準準拠性審査手続規則」（以下「手続規則」という。）において定めるものとする。

（申請書類等）

第２条　申請認証局、申請トラストサービスプロバイダー（以下「申請ＴＳＰという。」）は保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局署名用・認証用（人）証明書ポリシの準拠性審査およびこれに伴うキーセレモニー立会、保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準準拠性審査又はCA鍵更新に伴うキーセレモニー立会いを受けるために次の書類のうち申請予定項目に該当するものを厚生労働省政策統括官（情報政策担当）付医療情報連携担当参事官室に提出する。

１）申請書

２）監査報告書（署名用、認証用、鍵管理（署名値生成）サービス、デジタル署名生成サービス）

３）認証実施規程（Certification Practice Statement）もしくは保健医療福祉分野におけるリモート署名サービスの運用に関するドキュメント

４）法人又は団体の概要

５）キーセレモニー手順書

６）鍵更新計画書

２．前項第４号に定める「法人又は団体の概要」については、「法人又は団体の名称、代表者名、所在地、設立年月日、役職員数、組織図、経営方針等」を記載する。これらについて記載された会社案内等をもって代えることができる。

３．本申請及び更新申請時において、第１項第３号及び第４号の内容に変更がない場合は、これらの提出を省略することができる。

（申請書様式）

第３条　第１号様式、第２号様式、第３号様式は、前条第１項第１号に定める申請書について適用する。

（複製）

第４条　審査班は申請認証局、申請ＴＳＰが提出した書類を評価業務のために複製することができるが、評価後速やかにこれを回収し破棄しなければならない。

（準拠性審査認定）

第５条　準拠性審査認定については、４月１日から９月末日までに申請書を受理したものについては、翌年３月末日までに実施するとともに、１０月１日から翌年３月末日までに申請書を受理したものについては、翌年９月末日までに実施する。

（準拠性審査認定の有効期間）

第６条　準拠性審査認定の有効期間は２年間とし、申請認証局、申請ＴＳＰは同認定後１年が経過したときあるいは準拠性に関連する変更を行った場合は速やかに監査報告書を厚生労働省政策統括官（情報政策担当）付医療情報連携担当参事官室に提出する。

２．監査報告書に基づき、申請認証局、申請ＴＳＰの証明書ポリシおよび保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準準拠性に重大な変更、懸念又は疑義が生じた場合、専門家会議を開催して評価を行う。

３．災害その他やむを得ない事由により、第１項に規定する２年間の有効期間を延長す

る必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、専門家会議の承認を得て、必要な期間に限り有効期間を延長することができる。この場合において、専門家会議は、当該有効期間の延長に係る承認のため、必要に応じて、申請認証局、申請ＴＳＰの運用状況の報告を求めることができる。

（更新）

第７条　申請認証局、申請ＴＳＰが更新を希望する場合の準拠性審査の手続については、手続規則に準じて行うものとし、認定後１年から１年６月の期間に第２条及び第３条に定める申請書類等を厚生労働省政策統括官（情報政策担当）付医療情報連携担当参事官室に提出するものとする。

２．第６条第３項の規定に基づき有効期間を延長した場合には、第１項の規定中、「認定後１年から１年６月の期間に」とあるのは、「延長した有効期間終了日の３ヶ月前までに」と読み替えるものとする。

（改定）

第８条　本規則の改定は、専門家会議の承認を得るものとする。

附則

本規則は、平成２２年３月２９日から施行する。

附則（平成２６年３月３１日一部改定）

本規則は、平成２６年３月３１日から施行する。

附則（令和２年４月１６日一部改定）

本規則は、令和２年４月１６日から施行する。

附則（令和２年１２月２５日一部改定）

本規則は、令和２年１２月２５日から施行する。

附則（令和５年７月１０日一部改定）

本規則は、令和５年７月１０日から施行する。

附則（令和５年８月２８日一部改定）

本規則は、令和５年８月２８日から施行する。

附則（令和５年９月２５日一部改定）

本規則は、令和５年９月２５日から施行する。

附則（令和５年１２月２０日一部改定）

本規則は、令和５年１２月２０日から施行する。

附則（令和７年５月３０日一部改定）

本規則は、令和７年５月３０日から施行する。

附則（令和８年８月x日一部改定）

本規則は、令和８年８月x日から施行する。

第１号様式

# 事前・本・更新申請書

年　月　日

厚生労働省政策統括官（情報政策担当）　殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名　　印

厚生労働省政策統括官（情報政策担当）の「保健医療福祉分野における公開鍵の整備と運営に関する専門家会議」が行う保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局署名用・認証用（人）証明書ポリシ準拠性審査を受けたいので下記のとおり申請します。

記

対象項目

□　保健医療福祉分野 PKI 署名用証明書ポリシ
□　保健医療福祉分野 PKI 認証用（人）証明書ポリシ

１　申請認証局の名称

２　issuer DN

３　監査報告書
別紙「準拠性監査報告書」に記載のとおり。

４　認証実施規程（Certification Practice Statement）

５　法人又は団体の概要
別紙「　　」に記載の通り。

６　申請認証局の問合せ窓口

以上

備考

１　法人又は団体の概要は、「法人又は団体の名称、代表者名、所在地、設立年月日、役職員数、組織図、経営方針等」を記載する。これらについて記載された会社案内等をもって代えることができる。

２　申請書名称の「事前・本・更新」のうち不要な文字は、抹消すること。

３　本申請及び更新申請時において、保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局の証明書ポリシ(Certificate Policy)及び認証実施規程（Certification Practice Statement）、法人又は団体の概要について変更がなければ提出を省略できる。

第２号様式

# 本・更新申請書

年　月　日

厚生労働省政策統括官（情報政策担当）　殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名　　印

厚生労働省政策統括官（情報政策担当）の「保健医療福祉分野における公開鍵の整備と運営に関する専門家会議」が行う保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準準拠性審査を受けたいので下記のとおり申請します。

記

対象項目

- □ 保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準（鍵管理（署名値生成）サービス）
- □ 保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準（デジタル署名生成サービス）

１ 申請トラストサービスプロバイダーの名称

２ 監査報告書

別紙「保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準準拠性監査報告書」に記載のとおり。

３ 保健医療福祉分野におけるリモート署名サービスの運用に関するドキュメント

４　法人又は団体の概要

別紙「　　」に記載の通り。

６　申請トラストサービスプロバイダーの問合せ窓口

以上

備考

１　法人又は団体の概要は、「法人又は団体の名称、代表者名、所在地、設立年月日、役職員数、組織図、経営方針等」を記載する。これらについて記載された会社案内等をもって代えることができる。

２　申請書名称の「本・更新」のうち不要な文字は、抹消すること。

３　本申請及び更新申請時において、法人又は団体の概要について変更がなければ提出を省略できる。

第3号様式

# 申請書

年　月　日

厚生労働省政策統括官（情報政策担当）　殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名　　印

厚生労働省政策統括官（情報政策担当）の「保健医療福祉分野における公開鍵の整備と運営に関する専門家会議」が行う保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局署名用・認証用（人）証明書ポリシに規定されるCA鍵の更新を行うため下記のとおり申請します。

記

対象項目

□ CA鍵更新

１ 申請認証局の名称

２ 認証実施規程（Certification Practice Statement）

３　法人又は団体の概要

別紙「　　」に記載の通り。

４　申請認証局の問合せ窓口

以上

備考

１　法人又は団体の概要は、「法人又は団体の名称、代表者名、所在地、設立年月日、役職員数、組織図、経営方針等」を記載する。これらについて記載された会社案内等をもって代えることができる。

２　保健医療福祉分野ＰＫＩ認証局の認証実施規程(Certification Practice Statement)、法人又は団体の概要について変更がなければ提出を省略できる。